

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年11月9日
【四半期会計期間】	第24期第3四半期（自平成30年7月1日至平成30年9月30日）
【会社名】	株式会社 ディー・ディー・エス
【英訳名】	DDS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三吉野 健滋
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【電話番号】	(052) 955 - 6600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 貞方 渉
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【電話番号】	(052) 955 - 6600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 貞方 渉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第3四半期連結 累計期間	第24期 第3四半期連結 累計期間	第23期
会計期間	自平成29年 1月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 1月1日 至平成30年 9月30日	自平成29年 1月1日 至平成29年 12月31日
売上高 (千円)	626,609	519,664	790,427
経常損失 ( ) (千円)	157,970	275,769	203,467
親会社株主に帰属する四半期(当 期)純損失 ( ) (千円)	157,767	272,547	215,885
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	172,423	257,259	255,497
純資産額 (千円)	1,656,472	1,994,892	1,573,398
総資産額 (千円)	1,990,438	2,360,634	1,898,379
1株当たり四半期(当期)純損失金 額 ( ) (円)	4.18	6.83	5.68
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.4	81.1	75.7

回次	第23期 第3四半期連結 会計期間	第24期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成29年 7月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 7月1日 至平成30年 9月30日
1株当たり四半期純損失金額 ( ) (円)	2.25	1.56

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社が判断したものであります。

- (1) 新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて  
当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更はありません。
- (2) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況について  
当社グループは現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （１）業績の状況

##### （業績）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、貿易摩擦の拡大や原油価格の高騰等があった反面、世界的な景気回復、国内における企業業績や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調で推移しました。

当社の主たる事業領域である情報セキュリティ業界においては、サイバー攻撃による情報漏えい事故や大規模な仮想通貨流出事故が、国内外で発生し、官公庁、企業サイドや個人を含めた社会全体での情報セキュリティ対策に対する関心は高まっており、また、ネット販売、ウェブサービスの利用者増加に伴い、利用者サイドにおいては、パスワードにとってかわる、より安全かつより簡単な本人確認に対するニーズが拡大してきております。

このような経済環境のなか、製品面においては、指紋、顔、静脈、ICカード、ワンタイムパスワード、パスワードなどサーバー認証による多要素認証を実現する「万能認証基盤 Themis（テミス）」、および、次世代オンライン認証規格 FIDO（Fast IDentity Online）の認証を利用したフェデレーションサービス「クラウド本人認証 マガタマサービス」を販売開始いたしました。販売面においては、案件開拓力向上のため、製品連携やSlerのソリューションとして当社製品が採用されるよう他社との連携を推進し、従来より行ってきた展示会出展やセミナーへの参加による販売促進活動においても、パートナー企業との共同出展や、パートナー企業に当社製品を出展いただくなどの活動を継続しております。

また、FIDO認証規格普及推進のため、FIDO認証との連携が本格化しつつあるインターネット技術の標準化団体“W3C”への加盟に加え、米国ノックノッククラブズ社と技術ライセンス契約を締結し、「マガタマプラットフォーム」の営業活動を引き続き行っております。スマートフォンメーカーに向けて当社の新アルゴリズムを供給するライセンスビジネスにおいても、センサーメーカーと共同開発を推進いたしました。

こうした活動の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、519百万円（前年同期比17.1%減）となりました。損益面においては、新規事業関係の先行投資が一巡したこと、その他経費の見直しによる人件費、広告宣伝費、旅費交通費などの削減効果が継続しており販売費及び一般管理費は昨年同期比で32百万円減となりました。

これらの結果、営業損失277百万円（前年同期は営業損失159百万円）、経常損失275百万円（前年同期は経常損失157百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失272百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失157百万円）となりました。

#### （２）財政状態の分析

##### （流動資産）

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、主として売掛金の増加（92百万円の増加）、新株予約権の行使による現金及び預金の増加（95百万円の増加）により前連結会計年度末に比べて330百万円（33.1%）増加し、1,328百万円となりました。この主な内訳は、現金及び預金424百万円、売掛金208百万円、製品169百万円であります。

##### （固定資産）

当第3四半期連結会計期間末の固定資産は、主として自社ソフトウェアへの投資によるソフトウェアの増加（25百万円の増加）、取得による投資有価証券の増加（19百万円の増加）により前連結会計年度末に比べて131百万円（14.6%）増加し、1,032百万円となりました。この内訳は、有形固定資産282百万円、無形固定資産131百万円、投資その他の資産618百万円であります。

投資その他の資産のうち、投資有価証券は467百万円で、これは主にDSNTECH Co., Ltd.、SuperPix Micro Technology Ltd.、NokNokLabs.Incなどに対する出資金から構成されております。

##### （流動負債）

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は、主として賞与引当金の引当（39百万円の増加）により前連結会計年度末に比べて64百万円（36.5%）増加し、242百万円となりました。この主な内訳は、買掛金12百万円、未払法人税等19百万円、前受収益93百万円であります。

##### （固定負債）

当第3四半期連結会計期間末の固定負債は、主として長期前受収益の減少（その他20百万円の減少）により、前連結会計年度末に比べ24百万円（16.3%）減少し、123百万円となりました。この主な内訳は、退職給付に係る負債26百万円、長期前受収益89百万円であります。

##### （純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、主として資本金の増加（367百万円の増加）、資本剰余金の増加（367百万円の増加）、利益剰余金の減少（272百万円の減少）、新株予約権の減少（56百万円の減少）により、前連結会計年度末に比べ421百万円（26.8%）増加し、1,994百万円となりました。

( 3 ) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、77百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

( 4 ) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容など(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付の中には、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象企業の取締役会や株主が大規模買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社株式に対してこのような大規模な買付行為などを行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	124,600,000
計	124,600,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在発行株数(株) (平成30年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	41,099,300	41,249,300	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	41,099,300	41,249,300	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行株数」欄には、平成30年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使による株式の増加は含まれておりません。
2. 当第3四半期会計期間末現在の発行済株式のうち14,777,800株は、現物出資(土地、建物、金銭債権のデット・エクイティ・スワップ 合計738,890千円)によるものであります。
3. 第2四半期会計期間末における普通株式の発行済株式数は、40,049,300株です。第3四半期会計期間末の発行済株式41,099,300株との差異は、第3四半期会計期間中に新たに発行致しました普通株式数1,050,000株であります。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

第8回新株予約権	
取締役会決議年月日	平成30年8月17日
新株予約権の数(個)	428
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,280,000(注.1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	384(注.2)
新株予約権の行使期間	自 平成30年9月3日 至 平成32年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 387.41 資本組入額 193.705
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する件	-

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
-------------------------	---

## 注1.新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,280,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は10,000株とする。）。但し、(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が注2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる注2(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

注2. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times \text{1株当たりの時価})}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(2) から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには(2) から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。  
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併の為に行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

注3.新株予約権の特質は以下の通りです。

(1)行使指示

当社は、本新株予約権を行使することができる期間中のマザーズ市場における当社の普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社の普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」という。）、本新株予約権の行使を行わせることができる。

条件成就の場合において、当社が本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、条件成就の日のマザーズ市場における当社の出来高の15%を、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とする。

条件成就の日において、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社の普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価格の150%を超過した場合、前項の規定の適用については、同項中「15%」とあるのは、「20%」とする。

(2)取得条項

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成30年7月1日～平成30年9月30日 (注)1	1,050,000	41,099,300	203,390	3,437,203	203,390	3,527,219

(注)1.新株予約権の行使による増加であります。

2.平成30年10月1日から平成30年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が150千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ29,055千円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成30年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,044,700	400,447	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,600	-	-
発行済株式総数	40,049,300	-	-
総株主の議決権	-	400,447	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	329,008	424,399
売掛金	116,381	208,859
電子記録債権	36,883	21,946
製品	179,568	169,119
立替金	173,842	170,424
前払費用	66,246	174,626
その他	96,218	159,357
貸倒引当金	599	577
流動資産合計	997,547	1,328,156
固定資産		
有形固定資産		
土地	263,533	276,820
その他(純額)	6,427	5,287
有形固定資産合計	269,961	282,108
無形固定資産		
ソフトウェア	106,018	131,707
無形固定資産合計	106,018	131,707
投資その他の資産		
投資有価証券	448,020	467,104
その他	105,132	179,858
貸倒引当金	28,301	28,301
投資その他の資産合計	524,851	618,661
固定資産合計	900,831	1,032,478
資産合計	1,898,379	2,360,634

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	14,687	12,668
未払法人税等	21,110	19,601
賞与引当金	4,043	43,553
その他	137,604	166,463
流動負債合計	177,446	242,287
固定負債		
退職給付に係る負債	24,872	26,075
その他	122,662	97,378
固定負債合計	147,534	123,454
負債合計	324,980	365,741
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,069,358	3,437,203
資本剰余金	3,159,374	3,527,219
利益剰余金	4,617,620	4,890,167
株主資本合計	1,611,113	2,074,255
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,592	13,775
為替換算調整勘定	188,943	172,838
その他の包括利益累計額合計	174,350	159,062
新株予約権	136,636	79,700
純資産合計	1,573,398	1,994,892
負債純資産合計	1,898,379	2,360,634

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
売上高	626,609	519,664
売上原価	220,125	263,408
売上総利益	406,484	256,256
販売費及び一般管理費	565,897	533,639
営業損失( )	159,413	277,382
営業外収益		
受取利息及び配当金	322	118
為替差益	7,708	-
雑収入	552	20,092
その他	-	257
営業外収益合計	8,583	20,468
営業外費用		
為替差損	-	16,248
租税公課	1,905	1,661
支払報酬	1,564	860
雑損失	3,670	0
その他	-	84
営業外費用合計	7,140	18,855
経常損失( )	157,970	275,769
税金等調整前四半期純損失( )	157,970	275,769
法人税、住民税及び事業税	1,829	1,829
過年度法人税等戻入額	2,033	-
法人税等調整額	-	5,052
法人税等合計	203	3,222
四半期純損失( )	157,767	272,547
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	157,767	272,547

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
四半期純損失( )	157,767	272,547
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,130	817
為替換算調整勘定	8,525	16,104
その他の包括利益合計	14,656	15,287
四半期包括利益	172,423	257,259
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	172,423	257,259
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
減価償却費	18,513千円	29,994千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年1月27日より平成29年2月3日までの間に断続的に、第5回新株予約権の行使による払込みを受けました。また、平成29年8月3日より平成29年9月11日までの間に断続的に、第6回新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が146百万円、資本準備金が146百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が3,069百万円、資本準備金が3,159百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年9月3日および平成30年9月27日に、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から第8回新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が367百万円、資本準備金が367百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が3,437百万円、資本準備金が3,527百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)

当社グループは、バイオメトリクス事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)

当社グループは、バイオメトリクス事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	4円18銭	6円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	157,767	272,547
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	157,767	272,547
普通株式の期中平均株式数(株)	37,706,036	39,908,109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月5日

株式会社ディー・ディー・エス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樹神 祐也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・ディー・エスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディー・ディー・エス及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。